

陳情文書表

陳情第1号

2026年8月以降も後期高齢者の全員にマイナ保険証の有無に関わらず
資格確認書の職権交付を求める陳情書の提出について

- 1 陳情者住所氏名 新潟市中央区万代3丁目4番12号 自労会館内
新潟県社会保障推進協議会
会長 五十嵐 修

新潟市中央区医学町通1番町45 第2関本ビル2階
新潟県民主医療機関連合会
会長 岡田 節朗

- 2 受理年月日 令和8年7月27日

3 陳情の要旨

現在、後期高齢者は2026年7月まで、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が職権で交付されています。高齢者は医療機関への受診する頻度が高く、新たな機器の扱いに不慣れで、認知症の進行も予想されることから、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書が職権交付されていることは、医療を受ける権利を保障するうえで極めて重要です。

厚労省は2026年1月27日、「後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付に係る取扱いについての事務連絡（以下、事務連絡）」を都道府県広域連合等に発出しました。職権交付の見直しに触れ「84歳以下の被保険者のマイナ保険証利用実績によって、職権交付しない」など、具体的な方向性が示される一方、例外的な対応として「資格確認書等の様式等について（2023年12月22日付厚生労働省保険局高齢者医療課）」に基づいた取扱いをすることは差し支えないものとするとししました。

つまり2026年8月以降は、75歳から84歳までは資格確認書の職権交付の有無を広域連合の判断に委ねるとしています。2月12日に開かれた厚生労働省第210回社会保障審議会医療保険部会では、部会の委員から「なぜ自分には交付されないのか」との問い合わせが市町村の窓口に殺到しかねないなどの懸念が相次ぎました。

後期高齢者の全員がマイナ保険証の有無に関わらず、安心して医療が受けられるよう、以下要望します。

1. 2026年8月以降も後期高齢者の全員にマイナ保険証の有無に関わらず資格確認書の職権交付を継続してください。